

緊急事態を想定した避難施設(シェルター)
の確保に関する基本方針について

令和8年3月
内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付

シェルター基本方針(概要)

本文書の名称

「緊急事態を想定した避難施設(シェルター)の確保に関する基本方針」

制定根拠・形式等

「国民の保護に関する基本指針」(H17.3閣議決定)に基づき、今回新たに閣議決定

国家安全保障戦略、骨太の方針なども踏まえたものとして策定(「基本的考え方」(*)を発展的に継承)

このため、併せて「国民の保護に関する基本指針」も変更

※ 「武力攻撃を想定した避難施設(シェルター)の確保に係る基本的考え方」(R6.3)
内閣官房、内閣府、消防庁、経済産業省、国土交通省、防衛省 連名

方針のポイント

都道府県単位

公共施設中心

夜間人口をベース

国民保護制度だけでの取組

地上施設が多い

市区町村
単位

官民連携の推進
(民間施設の活用、民の取組の奨励・促進)

昼間人口を
視野に

自然災害対策との連携
(デュアルユース)

地上・地下ともに
指定促進

【きめ細やかな指定促進】

- R8～12においては、地域の特性や実情に配慮しつつ、市区町村単位の人口カバー率100%を目標とする
- あわせて、市区町村単位での昼間人口カバー率100%を目指す

【デュアルユースの推進】

- 「帰宅困難者対策の一時滞在施設」などと「緊急一時避難施設」との「デュアルユース」を推進し、武力攻撃事態等から自然災害に至るあらゆる緊急事態にシームレスに対応

【官民連携の推進(民の取組の奨励・促進等)】

- 地上施設に加え、地下駅舎、地下街、大規模建築物の地下駐車場などの民間の既存の地下施設を、シェルターとして確保
- ※ 地下駅舎、地下街、大規模建築物の地下駐車場等は面的につながっていることも多い。
- ※ 一定の規模以上の建築物については、駐車施設が併設されている。
- 危機管理投資の一環として、「令和の国土強靱化対策」などと連携し、滞在機能などの充実(*)を促進
- ※ 水、食料、簡易ベットなどの備蓄等により、数日間の滞在を可能とする。
- あわせて、大規模建築物の容積率の緩和等の奨励策を検討
- 事業者に対する表彰などにより、民間の取組や投資を後押し

【最善の避難行動の普及促進】

- 民間の防災アプリ等との情報連携など、国民が的確かつ迅速な避難行動に結びつけられる情報発信を展開

【調査・研究の加速・深化等】

- イスラエルなど諸外国の取組を参考に、地下・地上施設とも活用して確保に取り組む
- 核攻撃等のより過酷な攻撃によるものに対応するシェルターについても調査・研究を深化
- シェルターの技術的な仕様や定義・名称のほか、優先して取り組むべき地域等について1年後を目途に整理

※ これらのほか、引き続き、先島諸島の5市町村での特定臨時避難施設の整備を着実に推進